

【議題 3】

令和 8 年度 福島支部事業計画（案）

■ 令和 8 年度 福島支部の事業計画（案） ··· P 1

■ 福島支部事業計画（案） KPI 対比表 ··· P 15

ご審議・ご意見いただきたい事項

- 令和 8 年度福島支部事業計画（案）についてご審議いただき、ご意見をお願いします。

令和8年度 事業計画（福島支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の 盤石化	<p>1. 健全な財政運営</p> <p>(1) 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>(2) 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p>(3) 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 280 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX 化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10% を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者 4,000 万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47 の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p>

	<p>2. 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>(1) 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施するとともに、職員の意識改革を促進する。・自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。 <p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日以内を維持する。・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請及び郵送による申請を促進する。特に電子申請の促進に向けて周知・広報を通して関係団体等へ積極的な働きかけを行う。・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や品質向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会について的確に対応する。・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 <p>■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。</p> <p>(3) 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支部の保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。 ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者に対する文書照会や施術者に対する注意書の発行等を強化する。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。 ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底する。
	<p>3. レセプト点検の精度向上</p> <p>(1) レセプト内容点検行動計画に基づき、システムを活用した効率的な点検による査定率向上及び高額査定事例の共有化や、外部講師の活用による知識の向上を図り、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。</p> <p>(2) 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。</p> <p>(3) 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p>

- KPI : 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
 (※) 査定率=協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額
- 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

4. 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- (1) 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- (2) 保険者間調整を積極的に活用するとともに、計画的な債権管理による電話や訪問による催告、弁護士と連携した効果的な催告、及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。
- (3) オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。

- KPI : 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

5. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- (1) 医療DXの基盤であるマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら効果的に、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供につながることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。
- (2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応
 マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険医療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。

	<p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝え、マイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</p>
	<p>6. 震災に対する協会けんぽ業務取扱いに基づく関連業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康保険一部負担金免除証明書の迅速な発行を行う。 (2) 医療機関等への健康保険一部負担金免除証明書の確認に関する周知を行う。 (3) 健康保険一部負担金還付金の迅速な支給決定を行う。 (4) 東日本大震災に伴う自己負担相当額還付金（生活習慣病予防健診、特定健康診査）の迅速な支給決定を行う
<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>1. データ分析に基づく事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・データを活用した分析を実施し、その研究成果を学会等で発表するなどの意見発信を行う。また、研究成果を活用し、中長期での具体的な事業の検討を行う。 (2) 福島県版健康データベース事業による分析結果を活用した事業の実施について検討を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>

2. 保健事業の一層の推進

(1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

A. 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：276,182人）

- ・生活習慣病予防健診 受診率 68.1% （受診見込者数：188,080人）

- ・事業者健診データ取得率 8.0% （取得見込者数：22,095人）

B. 被扶養者（受診対象者数：59,699人）

- ・特定健康診査 受診率 32.5% （受診見込者数：19,403人）

C. 健診の受診勧奨対策

- ・生活習慣病予防健診実施機関の少ない県南・相双・会津地域において、集合型バス健診を実施する。

- ・小規模事業所勤務者を対象に、生活習慣病予防健診案内を個別送付する。

- ・県や労働局との三者連名文書による事業者健診データの取得勧奨を外部委託機関で実施するとともに、健診機関へのデータ提供勧奨・進捗管理を保健グループ内で徹底し、確実にデータを取得する。

- ・市町村集団健診と重ならない時期に、公民館等で支部独自健診を実施する。また、加入者の興味を引く「オプション健診」を付加することで受診率の向上を図る。

- ・運輸業や総合工事業をはじめとする健康課題が多い業態の業界団体に対し、会員への周知広報や受診勧奨について、訪問等による協力依頼を行う。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を 68.1%以上とする
- 2) 事業者健診データ取得率を 8.0%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健診実施率を 32.5%以上とする

(2) 特定保健指導実施率及び質の向上

A. 被保険者（特定保健指導対象者数：40,354人）

・特定保健指導 実施率 33.1%（実施見込者数：13,358人）

B. 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,696人）

・特定保健指導 実施率 16.2%（実施見込者数：275人）

C. 保健指導の受診勧奨対策

・生活習慣病予防健診と併せて特定保健指導を実施できる機関との新規契約を進める。

・健診と併せた特定保健指導実施を事業所向けに周知する広報物を作成し、当日保健指導の利用促進を図る。

・特定保健指導実施機関会議を開催し、初回面談数増加及び保健指導の質の向上を促す。

・健診機関による特定保健指導の課題解決を行い月次進捗管理の徹底を図る。

・情報通信技術（Web会議システム）を活用した遠隔による特定保健指導を実施することにより、対象者の利便性の向上を図る。

・支部独自健診会場における健診当日の被扶養者特定保健指導を健診実施機関において実施する。また、同会場における後日の特定保健指導も企画する。

・被扶養者に対し支部窓口で行う特定保健指導を、対象者の希望日時で幅広く実施する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

	<p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を33.1%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を16.2%以上とする</p> <p>(3) 重症化予防対策の推進</p> <p>A. 未治療者に対する受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師による特定保健指導の事業所訪問時に、その他保健事業として重症域の対象者への指導、受診勧奨を行う。 ・二次勧奨対象者に対し、個人のリスク等を記載した個別性の高い勧奨文書を作成し、電話勧奨と合わせて効果的な受診勧奨を行う。また、一次勧奨対象者に対し、リマインド通知を送付する。 ・二次勧奨で保健師による訪問勧奨を行う。 ・健診結果に同封できる受診勧奨チラシを作成し、健診実施機関で活用いただくことで早期受診に繋げる。 ・医療機関への受診や保健指導が必要な者に対し、事業所担当者が対象者に対する説明時に活用できる広報資材を作成し健康宣言事業所を中心に展開する。 ・健診受診当日の健診実施機関医療職による受診勧奨を促進する。 <p>B. 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果から糖尿病性腎症の可能性のある者に対し、医療機関への受診勧奨文書を送付する。 ・高血糖で内服している糖尿病性腎症の可能性のある者に対し、主治医と連携し保健指導を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対</p>
--	---

前年度以上とする

(※) 胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

(4) コラボヘルスの推進

健康事業所宣言の取り組み支援の体制強化による質の向上と、関係機関と連携した宣言事業所数の拡大に努め、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

- ・宣言事業所に対する取り組み支援として、関係団体と連携したセミナー講師派遣を行うことに加え加入者の健康意識の向上、意識醸成を目的として出前講座の提供、レンタル健康機器の貸出及び支部で保有する健康づくりに関するDVDの貸出を行う。また、健康づくりに積極的な事業所の取組内容を掲載した広報物を作成、配布し職場の健康づくりの底上げを図る。
- ・「令和8年度ふくしま健康経営優良事業所」及び「経済産業省の健康経営優良法人 2026」の認定を目指す宣言事業所に対し取り組み支援を行う。
- ・全宣言事業所に対して「事業所健康度カルテ」の発行を行い、意識醸成を図る。また、健康事業所宣言にエントリーしていない健康保険委員委嘱事業所への配布により宣言事業所数の増加を図る。
- ・県認定制度「ふくしま健康経営優良事業所」の広報を通した認定制度の普及、関係団体と連携した健康経営の普及を図る。
- ・健康課題の多い地域については、中長期的な取り組みが必要であることから、県や市町村の健康増進計画を踏まえ、推進する。
- ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠や女性の健康など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。
- ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携し、セミナーや出前講座等の取組を積極的に実施する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施

	<p>等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を2,440事業所（※）以上とする</p> <p>（※）標準化された健康宣言の事業所数</p>
	<p>3. 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>本部作成の広報基本方針及び令和8年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。</p> <p>(1) 広報活動による理解促進各種広報ツールを効果的に活用した広報活動を展開し、理解促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジンによるタイムリーな情報提供を実施する。 ・ホームページの利用数を高め広く加入者の周知に努めるとともに、更なる利便性やわかりやすさの向上のため、ホームページの全面リニューアルに向けた作業を着実に進める。 ・各種研修会やアンケート等により、加入者・事業主の要望を踏まえた取組に努める。 ・適正な届出・医療機関の適切な利用等、健康保険事業の円滑な実施を図るために広く加入者への積極的な広報の実施に努める。 ・メディアを活用し、より多くの加入者への情報提供に努める。 ・協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 ・健康の理解促進を図るために小学校において健康教室等を開催する。 ・加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため全支部共通広報資料（動画、パンフレット等）を積極的に活用した広報を行う。 ・SNS（LINE公式アカウント）による情報発信の充実を図る。

	<p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全支部共通広報資材等による情報提供を通じ、健康保険事業、協会けんぽの財政状況、健康づくり等について加入者、事業主の理解促進に努める。 ・関係団体（年金事務所等）と連携した講習会を開催する。 ・健康保険委員の表彰を通じ、広く活動の周知を行う。 ・効果的な勧奨を行い委嘱数拡大に努める。 <p>■ KPI : 1) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月 2 回以上情報発信を行う 2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 57.7%以上とする 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>
	<p>4. 医療資源の適正使用</p> <p>(1) ジェネリックカルテ等を活用し、阻害要因を分析・検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討を行う。</p> <p>(2) 個別の医療機関・調剤薬局に対して見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。</p> <p>(3) 医療機関の窓口負担免除対象者に対し、保険料負担の軽減につながる旨のチラシを作成し、免除証明書に同封のうえ送付する。</p> <p>(4) ジェネリック医薬品の使用を特に促進したい加入者層へ啓発広報を実施する。</p> <p>(5) バイオシミラー（バイオ後発品）の使用促進</p> <p>国の方針※を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。</p> <p>※2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す。</p> <p>(6) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。

- ・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和 11 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国 の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025 で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で前年度以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

	<p>5. インセンティブ制度の実施及び検証</p> <p>(1) 制度について広報媒体を活用し、事業所、加入者に対して広く丁寧な周知を行う。</p> <p>(2) 令和6年度の実施結果を迅速に検証し、その後の施策の検討を行うことにより、上位1/3の支部に入ることを目指す。</p>
	<p>6. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>(1) 関係団体や各種会議等において医療費データ等を活用した効果的な意見発信を行う。</p> <p>(2) 関係機関と連携した調査分析の実施を行う。</p> <p>(3) 医療に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p>
3. 組織・運営体制関係	<p>1. 人事制度の適正な運用</p> <p>新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置を実施する。</p> <p>2. 人事評価制度の適正な運用</p> <p>研修等により人事評価制度の理解を深め、目標設定や結果評価等の適正な運用に努める。</p> <p>3. 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <p>(1) 「OJT」、「集合研修」、「自己啓発」を組み合わせることで、関係機関との調整・協働、適切な意見発信などができる人材育成に努め、組織基盤の底上げを図る。</p> <p>(2) 職員一人ひとりが成長意欲を持ち、日々の業務を通じて職員を育てる組織風土の醸成に努める。</p>

4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- (1) 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間の確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
- (2) 職員に対してコスト意識の徹底を図り、経費節減に努める。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

5. リスク管理及びコンプライアンスの徹底

- (1) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- (2) 年2回のリスク管理委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催して支部のリスクに関する方針、体制や対策などを検討するとともに、コンプライアンス、個人情報保護に関する事項について審議する。
- (3) 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。また、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制の構築に努める。

福島支部事業計画（案） KPI 対比表

1. 基盤的保険者機能関係

項目	KPI	
	令和8年度	令和7年度
①サービススタンダードの達成状況、申請書の郵送化	1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。	1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。
②レセプト点検の精度向上	1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を前年度以上とする	1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を前年度以上とする
③債権管理・回収と返納 金債権発生防止の強化	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

2. 戰略的保険者機能関係

項目	KPI	
	令和8年度	令和7年度
④特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	1) 生活習慣病予防健診実施率を 68.1% 以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 8.0%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を 32.5% 以上とする	1) 生活習慣病予防健診実施率を 65.6% 以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 8.0%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を 30.7% 以上とする
⑤特定保健指導実施率の向上	1) 被保険者の特定保健指導実施率を 33.1% 以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 16.2% 以上とする	1) 被保険者の特定保健指導実施率を 31.5% 以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 15.1% 以上とする
⑥重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする <small>※胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</small>	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする <small>（※）令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</small>
⑦コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を 2,440 事業所 以上とする	健康宣言事業所数を 2,270 事業所 以上とする

項目	KPI	
	令和8年度	令和7年度
⑧広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	1) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月2回以上情報発信を行う 2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 57.7%以上とする 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする	1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 54.7%以上とする 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする
⑨医療資源の適正化	ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点以前年度以上とする ※医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点以前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。

3. 組織運営体制の整備

項目	KPI	
	令和8年度	令和7年度
⑩費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする